

平成26年12月4日

第37回独立行政法人評価委員会  
鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会

(国交省鉄道局 大石鉄道事業課長) それでは、定刻より若干早うございますけれども、先生方、お集まりいただいておりますので、準備もよろしいようでございますので、ただいまから第37回国土交通省独立行政法人評価委員会鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、ご多用の中、また足元の悪い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私、鉄道局鉄道事業課長の犬石でございます。しばらくの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、議事を行うための定足数でございますが、本日は当分科会の7名中皆様おそろいいただいております。したがって、定足数を満たしていることをご報告させていただきます。また、本会議は公開とされております。本会議の議事録等ですが、議事概要については主な意見のみを取り上げることとし、また議事録につきましては、各委員に照会の後、それぞれ国土交通省ホームページで公表してまいりたいと思っております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧くださいと、上から順に議事次第、座席表、委員名簿がございます。次にご審議資料といたしまして、上から議題1の関連する資料が1-1、それから次に議題の2関連の資料が2-1から2-3、さらに議題3の関連の資料が3-1から3-5、議題4の関連の資料が4-1となっております。遺漏はございませんでしょうか。

それでは、これより議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、前川分科会長にお願い申し上げます。前川会長、よろしくお願いいたします。

(前川分科会長) それでは、第37回評価委員会を開催させていただきたいと思っております。本日は既にもう年の瀬も迫ってまいりまして、ご多忙中、雨にもかかわらずご参集いただきましてありがとうございます。早速でございますので、まず最初に報告事項が1件ございます。機構の方からいただきます。その後3つ審議事項がございますので、その順番に従って進めさせていただきたいと思っております。それでは早速ですけれども、機構の方からご報告をいただきたいと思っております。

(鉄道・運輸機構 川勝理事) 鉄道・運輸機構の理事をしております川勝でございます。委員の先生方、年末の大変お忙しい中、本日ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。お手元の資料に基づきますご報告は、後ほど総務部長の方からさせていただきます。その前に私の方から冒頭お詫びを兼ねてご挨拶をさせていただきたいと思っております。

ご案内のとおり、北陸新幹線の融雪・消雪基地機械設備工事に係る入札に関しまして、当機構の東京支社の職員2名が、いわゆる官製談合防止法違反の刑事処分を受けて、また、

公正取引委員会から機構に対しては同法に基づく改善措置要求等がなされております。機構におきましては、これを受けまして第三者委員会を設置し、外部有識者の指導をいただき、事案の実態の解明と、それから再発防止対策の検討を行ってまいりましたが、去る9月26日に調査報告書がまとまり、対外的にも公表をしてるところでございます。

公正かつ厳正に職務を行うべき役職員が、入札情報の漏えいなどの公正な入札を妨げる行為のほか、総合評価落札方式による入札における不適切な指示を行った、また公正取引委員会の調査に際しましては書類の隠蔽などを行ったということ、極めて遺憾でありまして、深くおわびを申し上げる次第でございます。当機構といたしましては、調査報告書にある再発防止策を着実に進めまして、二度とこうした事案が発生しないように最大限努力してまいりたいと思っております。

今回の事案を重く受け止めまして、役職員一人一人が法令遵守を徹底し、業務を適正に行うことによって機構に対する信頼回復に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の先生方皆様におかれましては、これまでと変わらず、引き続きよろしくご指導賜ればというふうにお願い申し上げます。それでは、資料に基づく詳細な説明は、総務部長の方からさせていただきます。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) 総務部長をしております大高でございます。座ったままご説明申し上げたいと思います。お手元の資料の、資料の1-1をお開きいただきたいと思っております。ただいま川勝理事の方からお話がありました、北陸新幹線の融雪・消雪設備工事の入札情報の漏えい事案等に関する調査報告書についてご説明申し上げたいと思っております。

まず経緯でございますが、平成22年度から24年度にかけて機構において発注いたしました北陸新幹線の融雪・消雪基地機械設備工事、こちら合計14件ございましたが、そのうち1件は不調ございましたが、その一部の入札について機構の東京支社の職員が入札情報を漏えいしたということで、本年の3月4日に入札談合等関与防止法、いわゆる官製談合防止法の容疑で、設備部長が在宅起訴、それから同じく設備部の機械第三課長が略式起訴を受けております。

設備部長については懲役1年2か月、執行猶予3年、機械第三課長については罰金刑が既に確定しております。また、3月19日には、公正取引委員会から機構に対し入札談合等関与防止法に基づく改善措置要求、それから調査の過程で認められた事項に関する申入れがございました。改善措置要求の内容につきましては、まず、このような行為が二度と行われぬように改善措置をとること。それから、この要求に基づく調査、措置内容を公正取引委員会に通知するというところでございます。

申入れの内容につきましては、詳細は後ほどご説明申し上げたいと思っておりますが、3つ申入れがございました。機構におきましては、この公正取引委員会の改善措置要求及び申入れに対応しまして、機構とは利害関係のない弁護士による第三者委員会を3月27日に設置しまして、この事案に関する調査を進めてまいりました。第三者委員会の調査結果がま

とまり、それを基づいて機構として報告書をまとめたところでございます。

資料、1枚送っていただきまして、右側のページに別紙と書いておりますが、こちらに報告書の概要を記させていただいております。大きく分けて3つございます。

まず1つ目が北陸新幹線の融雪・消雪基地機械設備工場の情報漏えい関係でございます。これがいわゆる公正取引委員会からの改善措置要求関係となっております。こちらについては、先ほど申し上げました東京支社の設備部長を含め3名が、複数の工事において事業者に対して予定価格に近い金額を伝えていた。それから、本社の課長が、機構のOBからの求めに応じて入札参加事業者数等の情報を伝えていたということが明らかになりました。

また、2つ目の公正取引委員会からの申し入れ関係は大きく分けて3つございます。1つが、今申し上げました消融雪機械設備工事以外の案件での情報の漏えいということで、こちらについては同じく東京支社の設備部長ほか1名が、他の機械設備工事で事業者に対して予定価格に近い金額を伝えていた。

2つ目は、機構において総合評価落札方式による入札を行っているところですが、共同企業体、いわゆるJVの2番手の事業者に対して機構OBがいない場合には、評価点の最高点を付けないなどの運用の指示があったということでございます。これについては、前副理事長が建設計画担当理事だった平成22年の6月ぐらい頃、その他各地方機関の長が赴任する前に、一部の地方機関の長に対してこのような不適切な指示を行っていたということが明らかになりました。

しかし、2番手の事業者に対してOBが在籍していないJVについて、評価点に裁量が働いたという明らかな形跡は発見できませんでした。それから3つ目でございますが、公正取引委員会が機構に対して調査を行った際に、書類の隠蔽、データの削除が行われたことが明らかになりました。

裏のページに移っていただきたいと思います。機構においては、この第三者委員会の報告書、それから、それに基づいてまとめましたこの機構の報告書の中で再発防止策を整理したところでございます。大きく分けて8つの柱がございます。

まず1つ目がコンプライアンス体制の強化でございます。今回の事案の一番大きい原因としては、まさに職員のコンプライアンス意識の著しい欠如ということが挙げられると思っております。このようなコンプライアンス意識の向上を図るために、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会の設置、執行体制の強化に責任を持つコンプライアンス担当理事の設置などのコンプライアンス体制の確立を図りました。

また、まさに一人一人の職員のコンプライアンス意識の向上が必要だということで、コンプライアンス関係の研修、講習会の強化、それから地方整備局では既に取り組んでおりますが、発注者の心構えなどを記した発注者綱紀保持規程・マニュアルの整備を行っております。それから、3つ目に意識改革に向けた取組ということで、まさにコンプライアンスが全ての業務の中で優先するという事を理事長以下幹部の役員が、本社を含め、地方支社局に回って説明に行っております。

2つ目のガバナンスの強化については、内部監査体制の強化、内部監査の独立性、客観性の確保であるとか、あるいは担当職員の研修を進めてまいりたいと考えております。

課題への組織的な対応の強化については、今回このような事案が発生したのが東京支社でございましたが、本社の役員と地方の機関の職員がきちんと意思疎通を行い、問題点がある場合にはきちんとそれを共有できるような仕組みを作ることとします。今回はいわゆる機械関係、設備関係の系統でこういう事案が発生してしまったところですが、新幹線の工事が、最終工程、開業準備工程になりますと、このような設備関係の工程に負担がかかります。どうしても間に合わせなければいけないというプレッシャーがかかるというところがございますので、こういう負担を感じている職員の考えもきちんと共有するために、系統を超えた情報共有を進めるため、工程会議の深度化を進めてまいりたいと考えております。

組織体制と人員の配置の見直しについては、数少ない要員で業務を回しておりますので、きちんと適正な要員を確保して業務が円滑に回るように進めてまいりたいと考えております。

入札・契約監視機能の強化としましては、入札監視委員会の強化として、今回の事案については落札率が非常に高かったということ、これについて十分検証が行われなかったということを反省しており、高落札率の全契約について入札監視委員会の審議の対象とすることとしたいと思っております。

公正入札等調査委員会の運営の見直しでございます。こちらについては、談合情報が寄せられたときにはこの調査委員会を開催することになっております。今回の事案については、談合情報が寄せられたところがございますが、それについて十分検証することができなかったという反省に立ち、例えば外部の専門家を活用するなどの調査方法の見直しであるとか、あるいは事業者に談合を行ってませんかという問合せをする際に、これを営業部門ではなくてコンプライアンス部門に調査を依頼して、きちんとした対応を相手方にも取っていただくということを考えております。

それから、入札契約手続の見直しでございます。こちらには書いておりませんが、近年入札不調というのが大変増えております。このような入札不調が起こりますと再度入札手続を取らなければいけないということで、担当職員の負担が非常に大きくなるということから、入札不調案件に関する再入札機会の拡大を進めてまいりたいと考えております。

総合評価落札方式のルール化でございます。こちらに当たっては、企業の皆様から技術提案を受けるところですが、その評価に当たっては、従来からもデータベースを活用しながら評価を行っておりますが、これを制度化して徹底していくこととします。それから、技術提案書のマスキングを徹底します。事業者の名前が分からない、純粋な技術提案の評価だけを進めるようにしたいと考えております。

情報管理の徹底については、例えばオープンなスペースで複数の人間で対応するなど、外部事業者との接触の制限を行います。入札時に関係職員と入札参加事業者が接触する場

合には、その会話をきちんと録音するなど、接触のルール化を進めていきたいと考えております。

情報の適切な保管の呼びかけにあたっては、秘密情報に関する意識改革を進めてまいります。今回の事案の中で1つ残念であったのは、同じ部署内の職員であれば、予定価格に近い情報についても聞かれれば答えてしまうというようなことも見られたところがございますので、秘密情報に関する意識を改革していくということが重要な取組だと考えております。

ペナルティの強化としては、今回談合情報があったときに企業の皆様に、談合はしていませんねという確認を取っております。そのような談合していないという宣誓を行った事業者に対しまして違約金をいただくことになっておりますが、従来、WTOの対象工事については15%の違約金を取っていましたが、WTOの対象以外の工事についても違約金を15%まで引き上げることとしたいと思っております。

それから機構のOBとの関係では、今回談合に関与した企業に対しては、再就職を自粛するとか、役職員の再就職については、来年4月に独立行政法人の通則法が改正されて、あっせん規制が導入されることになっておりますが、機構においてはそれを前倒しで取り組んでいくということにしております。

8つ目の柱でございますが、このような再発防止策がきちんと運用されてるのかということについて、コンプライアンス委員会できちんと検証する、いわゆるPDCAサイクルが回るような取組を進めてまいりたいと考えております。このような再発防止策を整備したところでございます。

資料の1-1の2ページ目に戻っていただきたいと思っております。機構においては、今回の事案を大変重く受け止めており、まず役員が給与の自主返納を行っております。理事長の自主返納は、公正取引委員会からの改善措置要求が出たときに3割3か月、また今回報告書で明らかになった事実を踏まえて1割3か月の給与自主返納を行っております。以下、副理事長、関係役員が給与の自主返納を行っております。

また、関係職員の処分でございますが、情報を漏えいした東京支社設備部長を懲戒免職したほか、懲戒停職3か月1名、同1か月1名、それから6名に懲戒戒告を行っております。また、関係職員を管理監督する立場であった職員に対して、訓告・嚴重注意の措置を行っております。それから先ほどご説明申し上げました、総合評価落札方式において不適切な指示を行った前副理事長については、機構の信用を傷つけたということで本人から辞任の申出がございましたので、これを受理したところでございます。

冒頭、川勝理事からもお話がありましたが、今回、分科会委員をはじめ関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしてしまったことについて深くおわびを申し上げますとともに、今回の事案を重く受け止め、このようなことが二度と起こらないように、機構役職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。私の方から以上でございます。

(前川分科会長) どうもご説明、報告、ありがとうございます。ただいまの説明に関

しまして、ご質問、ご意見などがございましたら、委員の方々からお願いいたします。

(笠委員) 明治大学の笠です。3点ほどお伺いしたいことがございます。まず1点目なんですが、報告書概要の裏側4番の「入札契約手続きの見直し」というところで、今、ご説明の中では、入札不調の場合に再入札期間を見直すというふうに口頭ではご説明があったんですが、それがここに文章として挙がっていないということの理由についてお聞きしたいのがまず1点です。

2つ目は、資料1-1の裏側のところの処分のところのご説明に関わる部分なんですが、報告書概要にございました公取からの申し入れ関係、それぞれとの対応が少し分からないところがございます、理事長、副理事長、ある程度全体をとということなのかも分からないんですが、例えば、今ずっとご説明を伺っておりますと、入札監視委員会は機能、十分にしていなかったというご説明でしたので、やはりそれに関連する方は何らかの責任をお取りになっているんだろうと思うんですが、その方がどの方に当たるのか、あるいは公取の調査妨害をされているわけですけれども、本社参与のIさん、Jさん、本社部長のGさん、課長のHさんという方は、それぞれどこに当たるのかということで、課長さんとかいうのは処分の下の方にあるのかなと思うんですが、その辺りの対応について、どの非違行為に対してどの処分が下っているのかということについて、細かく教えていただきたいというのが2点目。

3点目が、副理事長の方がご自身から退任の申出があったということなんですが、これ自己都合退職という扱いになるんだろうと思いますけれども、この方の本来の任期がいつまでだったのかということです。この3点についてお願いします。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) それでは3つございましたので、まず入札契約手続きの中で、いわゆる入札不調対策の強化を入れていなかったということについては、この再発防止対策は、長い対策になっており、これを1枚にまとめなければいけない中、3月に発表しました再発防止策については1度発表してるということもあり、そこについては今回はあまり資料に入れずに、新しく検証したものを中心に記入しているところでございます。

それから、今回の非違行為と処分の対応が分からないということについては、分かりにくくて申し訳ございません。個人が特定できないように発表するというところからこのような形になってしまったことをお詫び申し上げたいと思います。まず、懲戒免職を受けた職員は東京支社の設備部長です。

それから、懲戒停職3か月の処分を受けた1名でございますが、こちらは略式起訴を受けた東京支社設備部の機械第三課長でございます。それから、懲戒停職1か月の処分を受けた1名は、公正取引委員会の申入れの中で、北陸新幹線の消融雪設備工事以外で入札参加事業者に対する未公表の入札情報を漏えいしたもう1人の職員でございます。

それから、懲戒戒告は、先ほど笠先生の方からもお話がありました、公正取引委員会の調査にあたり書類の隠蔽、データを削除した職員ほか、OBからの求めに応じて入札参加

事業者数を教えていた職員がおり、その職員が懲戒戒告6名に含まれております。それから、前副理事長の退任時期でございますが、平成27年の9月末で任期満了でした。

(笠委員) ありがとうございます。

(前川分科会長) 笠先生、よろしいですか。

(笠委員) 感想と言いますか、ちょっと調査妨害をされたという方たちが懲戒戒告だというのは、少し軽いのかなという感じがするんですが、その辺りのこの処分の重さを決められた背景と言いますか、理由と言うんでしょうか、刑事罰を受けられた方たち、刑事罰とかいう話だったら確かにもちろんそのバランスあるのかも分からないんですが、今回のケースはそういう、贈収賄でないということははっきりしているわけなので、ちょっとバランスとして、もう少し戒告よりか重くても良かったのかなという感じがするので、その辺りを理屈を説明していただけると有り難い。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) 先生のおっしゃるとおり、公正取引委員会の調査に当たり調査への協力ができなかった、あるいは見方によっては調査を妨害したということは、大きい問題だと認識しております。そのようなことから今回このような懲戒戒告処分を行ったところでございます。他方で法的責任を問われていないこと、他の法人の処分とも照らし合わせまして、懲戒戒告処分が適切でないかと判断したところでございます。

(笠委員) 戒告というのは経歴には残らないもの。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) 経歴には残ります。

(笠委員) 本人の経歴には残らないものですよ、戒告というのは。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) 懲戒処分でございます。

(笠委員) 懲戒処分の戒告を受けたというのは残るという形になるんですかね。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) 残る。

(笠委員) 残る？

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) はい。

(笠委員) 分かりました。ほかの法人の前例に合わせて、この辺りが適当だろうというふうに判断されたということですか。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) はい。

(笠委員) ありがとうございます。

(前川分科会長) ほかにご質問、ご意見等いかがでしょうか。

(北條委員) 今後の再発防止策について、ちょっとお教えいただきたいです。国交省の傘下でも幾つか、こういう独立行政法人があるかと思えます。それぞれ同じようにこういう大型の発注案件とか、そういうことをやっておられるかと思えます。もし、このコンプライアンス体制の強化を含めて、これが他の独法と比べてまだ不十分だったら、ぜひそこまで上げていただきたいし、逆に今回のこれが非常に優れてるんでしたら、他のところにも、この委員会の目的とは違うかもしれませんが、横流していただいて、相互に再発防止というか、同じようなことが起こらないように対策を取っていただきたいなと思えます。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) 今回の再発防止策に策定に当たりましては、これまでの国土交通省の取組みや、他の法人の取組を参考にさせていただくとともに、更なる強化というか、機構としてしっかり取り組まなければいけないところについては、追加で盛り込んでるところでございます。

例えば工程管理の強化については、鉄道建設というのは、土木工事、機械、軌道、電気、総合システムの整備でございますので、その系統を超えた取組を進めてまいります。情報の管理については、事業者とのコミュニケーションを録音するなど、他の事例から見ると厳しい取組も含めておりますので、他の参考にさせていただくということが起こらないことを願うばかりでありますけども、その点については、他の法人に比べて強化をしたと考えております。

(前川分科会長) よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

(笠委員) すいません。

(前川分科会長) どうぞ。

(笠委員) 先ほどのちょっと質問で回答との関係でもう1点。入札監視委員会の件についてはご説明いただけてない。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) 失礼しました。先生おっしゃるとおり、今回の事案に当たり、談合情報が寄せられ、機構でも公正入札等調査委員会を開催しました。委員会の中で事業者に対してきちんとヒアリングを行ったところではありますが、十分見抜けなかったという点は大いに反省すべき点だと思います。他方、機構は捜査権限を持つてゐるわけではございませんので、事業者からの回答をある程度受け入れざるを得ないというところがございましたので、関係した職員を処分するまでには至りませんでした。

ただ、この委員会の運営に当たり、もう少し工夫すべき点については、先ほど申し上げたとおり、例えば外部の弁護士にこういう調査のやり方でいいのか聞いてみるとか、あるいは、事業者の営業担当だけでなくコンプライアンス部門に談合の有無を確認すべきだったと考えております。当時としては、できる限りのことはしておりますけれども、最近の他の法人の取組と比べると、もう少しこういう工夫をできたらという点を今回盛り込んだところでございますが、当時の関係者の責任までは問うことはしておりません。

(笠委員) 分かりました。

(宮下委員) 今、当時のとおっしゃってますが、その談合情報が寄せられて、いろいろ検討されたって、その当初はいつで、検討されたのはいつかというのをちょっと教えていただきたい。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) この談合情報が寄せられたのは平成24年度。

(鉄道・運輸機構 渡辺建設本部業務部長) 談合情報、この8件のうち途中の4件目か5件目、平成24年の3月に談合情報が寄せられて、それですぐにこの調査委員会を東京支社で立ち上げて、審議した結果を本社の方の外部委員が入った特別調査委員会の中に審議して、談合は確認できないということでした。平成24年3月に発注した案件でござ



ございますが、そのときに談合情報が寄せられたということでございます。

それで、先ほど申しましたとおり、東京支社で調査委員会を審議して、その結果を本社にあります外部委員が入ってる特別調査委員会の中で審議して、それで談合は確認できなかったということでもって、それで入札手続を進めたと。結果的には、後から反省しますと、そのときの調査が不十分だったんじゃないのかという点は非常に外部から指摘があるとおおり、我々としても反省してるところでございます。

(宮下委員) 今の内部での審議の結果、問題ないだろうということについてはオープンにされましたか。情報は内部でそのまま、問題なしということ以外には漏れていないということですか。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) 3月8日に談合情報を受けまして、次の日に公正取引委員会と警察庁の方に通報しております。報道機関には開札の延長を公表しております。その当日、関係事業者への事情聴取を開始し、その後、3月14日に談合の事実は確認できない、3月16日に契約手続を続行し、開札日を3月21日にすることを意思決定しております。

関係者からは3月19日にこのような独禁法に抵触するような行為を行っていない旨の誓約書を取得しておるところでございます。その後、マスコミに対しては、契約手続を続行する旨、公表してるところでございます。

(宮下委員) ありがとうございます。

(前川分科会長) ほかにご質問、ご意見、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次に議題の2の審議事項に移りたいと思います。役員の退職に係る業務勘案率の決定につきまして、ご審議をいただきたいと思います。その前に機構の方から概要のご説明をまずお願いします。資料の2ですね。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) それでは、お手元に資料2-1、資料2-2、資料2-3、参考資料をお配りしておりますので、これに基づいてご説明申し上げたいと思います。今回ご審議いただく対象となる退職役員の数は7名でございます。

そのうち1名の金澤副理事長につきましては、資料2-1をご覧くださいと思います。こちらの分科会でも金澤副理事長の退職に係る業務勘案率をご審議いただきまして、政独委にお諮りしていたところでございますが、入札情報の漏えい事案が発覚したところから、資料2-1の2ページ目の裏をご覧くださいと思いますが、政独委から、機構の副理事長に係る業績勘案率については、機構東京支社が公正取引委員会の立入検査を受けたとの事実が公表されている。公正取引委員会において調査中であり、業績勘案率に影響を与えるので、再度、公正取引委員会の調査結果を踏まえた上で審議をされたいということで、もう1度分科会の方に戻ってきておりますので、金澤副理事長の業績勘案率も含めて今回ご審議をいただきたいと考えております。

資料2-2をご覧くださいと思います。機構の役員の退職金に係る業績勘案率の考え方を整理しております。まず業績勘案率の決定の基本的な考え方については、これまで

も政独委の決定を踏まえ、国家公務員並みとし、1.0を基本とすると考えております。

業績勘案率の決定方法でございますが、退職役員の在任期間に係る法人の業績勘案率、これを0.0から2.0の間でまず決定します。それに退職役員の個人業績を法人の業績勘案率から0.2の増減の幅を目安に決定します。手続については、また後ほどご説明申し上げますと思いますが、こちらで業績勘案率を決定した後、国土交通省の独立行政法人評価委員会委員長へ報告し、総務省のいわゆる政独委に通知するという手続になります。

資料2-2の裏、2ページ目をご覧くださいと思います。まず、ただいま申し上げましたとおり、法人の業績勘案率を決定します。まず、金澤副理事長でございますが、在任中の業績評価は順調、またはAとなっておりました。これに基づきまして、この期間の法人の業績勘案率については1.0と考えております。

また、馬庭監事でございます。馬庭監事の在任期間中における業績評価につきましては、平成23年度、24年度はA、平成25年度はBとなっております。馬庭監事 在任中に先ほど申し上げました入札情報の漏えい事案がございましたので、これについては減算要因として考えなければいけないと考えております。

法人の業績勘案率についてご説明申し上げますと、まず各年度における業績評価を係数化し、Aについては1.0、Bについては0.9とし、在職月数に応じて加重平均をし、小数点第2位を四捨五入します。そうすると、馬庭監事につきましては0.98ということになりますので、四捨五入をして、法人の業績勘案率については1.0としたいと考えております。

木村理事でございますが、平成25年度の業績評価はBでございました。木村理事についても、この入札情報の漏えいについて減算要因として考えなければいけないと思っております。他方、他の法人の例を見ても、在任期間が6か月と短期間である理事については、法人の業績勘案率を1.0としておりますので、これに倣って木村理事の法人の業績勘案率は1.0としたいと考えております。

市橋理事については、平成24年度の業績評価はA、それから平成25年度はBでございましたので、これを加重平均しますと0.96となり、四捨五入をして1.0としたいと考えております。

山下監事でございますが、在任期間中の業務評価は平成23年度、平成24年度がA、平成25年度はBでございましたので、加重平均をして0.96、四捨五入して1.0となります。

宮林副理事長でございますが、平成22年度から平成24年度までの業績評価はA、平成25年度はBとなっております。平成26年度は、まだ業績評価は出ておりませんが、前年度、平成25年度の業績評価を準用しましてBと評価をしたいと考えております。これらの業績評価を係数化し、加重平均した結果、0.96となりましたので、法人の業績勘案率については1.0としたいと考えております。

久保田理事については、平成23年度、平成24年度の業務評価がA、平成25年度の

業績評価がBでございましたので、こちらについても加重平均をして計算しますと0.97となりますので、これを四捨五入して1.0となります。

また、個人の業績勘案率でございますが、金澤副理事長については、北陸新幹線の消融雪設備工事に関する入札情報漏えいは、金澤副理事長が在任期間中の事案であり、管理責任者としての責任、それからコンプライアンスの徹底・強化など、副理事長としての職責が不十分であったことを考慮し、マイナス0.1としたいと考えております。

馬庭監事でございますが、今回の入札情報漏えいは馬庭監事の在任中の事案でございましたので、組織の業務執行を監査する立場としての責任を考慮して、マイナス0.1にしたいと考えております。

木村理事でございますが、木村理事のご担当にはこの入札情報漏えい事案は含まれておりませんでした。先ほどお話がありました書類の隠蔽、データの削除に関する管理監督者責任がございます。また、コンプライアンスの徹底・強化が行われておらず、担当理事としての職務が不十分であったということで0.1を減算したいと考えております。

市橋理事については、今回の入札情報の漏えい事案は、まさにご担当の業務であったことから、管理監督者責任として責務を問うということで0.1を減算したいと考えております。

山下監事でございますが、今回の入札情報漏えいの事案が在任中にごございましたので、組織の業務執行を監査する立場としての責任を考慮して、0.1を減算したいと考えております。

宮林副理事長でございますが、入札情報漏えいの管理監督者としての責任、コンプライアンスの徹底が十分でなかったということがございます。それに加えて、先ほどご説明申し上げましたとおり、建設計画担当理事であったときに不適切な指示を行ったということを考慮しまして、マイナス0.3としたいと考えております。

ここでちょっと説明を加えておきますと、これまで他の法人の減算の幅は最も大きい場合でもマイナス0.2でございましたが、宮林副理事の個人業績の算定に当たりましては、今回の事案を大変重く受け止めておりますので、ここはマイナス0.3としたいと考えております。

久保田理事につきましては、担当が船舶の共有建造の技術支援担当理事でございますので、今回の入札情報漏えい事案は全く関係がないということで、減算はしないで0.0と考えております。

このように役員の業績勘案率を決定したいと思いますが、若干説明を加えたいところがございます。資料2-3をご覧くださいと思います。資料2-3の2ページ目に別紙1を整理しております。こちらに役員の名前、在任期間、法人の業績勘案率、個人の業績を書いてありますが、右のページに行ってくださいまして、会計検査院からの指摘事項を整理しております。

独立行政法人の役員の退職金の業績勘案率に当たりましては、この会計検査院からの指

摘についても同じく勘案しなければいけないということになっておりますので、それについてもご説明申し上げたいと思います。金澤副理事長の在任期間中に会計検査院からの指摘事項は2つございます。

1つ目が委託工事に係る消費税の相当額の算定が不適切であったということで、不当事項としての指摘を受けております。具体的に申し上げますと、北陸新幹線の工事に当たり光ケーブルや鋼管の移設に当たりまして、光ケーブルや鋼管の所有者に工事の委託を行います。この移設の工事等は、支障物を持つてる方に対して委託をする場合には消費税の課税対象外となっておりますが、これを課税対象として処理を行ってしまったために消費税分だけたくさん支払ってしまったということで、会計検査院から不当事項の指摘を受けております。

また、平成24年度の会計検査の中で、機構情報ネットワークシステムの管理業務契約において、常設の作業員の月額単価を割高なものを用いてしまったということで、これについても不当事項としての指摘を受けております。

それから裏のページに移っていただきまして、④でございます。国会決議等での当該法人に対する指摘については、参議院の平成23年度決算、平成24年度決算の議決におきまして、これまでもご説明しております北陸新幹線の消融雪設備工事に関する予定価格の漏えいについて、公正取引委員会から入札談合等関与行為として認定され、関係者が検察に起訴されるに至ったことは遺憾であるという警告決議を受けております。

それから、⑥は同じ事案でございますが、今回公正取引委員会から改善措置要求申入れを受けたということを記述しております。他の役員についても、会計検査院からの同様の指摘事項を、これは重複しますので説明を省略しますが、記述をさせていただいているところでございます。私の方からの説明は以上でございます。

(前川分科会長) ご説明どうもありがとうございました。今のご説明、ご報告につきまして、ご質問、ご意見を賜りたいと思います。

(宮下委員) 意見になるかと思いますが、まず、ほとんどの在任された理事、あるいは役員という方々に関係している問題であるということが1つ考えられます。ただ、海事関係の方は無関係だという、そういうお話ございましたけれども、それから、やはりここに関係していることは、先ほどの今後の取組ということで、コンプライアンスの強化、ガバナンスの強化というところに表れますように、やはり組織の基本的な問題と言いますか、そこに深く関わる問題であって、これを組織あるいは法人の責任とは無関係であるというように免れることはなかなか難しいと私は思います。

平成24年度はAである、25年度はBである、1.0と0.9、加重平均とおっしゃっておりますけれども、要するに両方足して2で割ったということですよ。加重平均だったら0.5、0.5掛けたということになるんですけども、3年だったら3で割ったということ。問題となるその24年度Aというのは、先ほど24年の3月にそういう情報が寄せられておるといことで、それを見抜けなかったという組織の責任が私はあると思うん

です。

そのことは、我々評価をする分科会の方にも伝わっていないわけです。見抜けなかったわけでありますから、こういう問題があったということは我々に伝わっていない。伝わっていない状況の下で評価したものがAであったわけです。ということは、これはもうその情報が伝わった後に評価した25年度の結果がBでありますから、これはBと見なさざるを得ない。これが当然の、やはり現時点における考え方に、当然のと言っははけません、私自身そのように考えます。

でありますので、やはり法人のところを、私自身は1.0以上をどうしても死守されるおつもりなのかと思っておりましたら、やはり1.0、0.9の平均点がいくらと、0.9で、誰でも四捨五入すれば1.0になるという、そういうお話ですから、これは1.0を下回ってもやむを得ないという、そういう前提の下での計算をされてるわけで、その前提となる数字がやはりおかしいと、私はそういうふうに思います。

でありますので、やはり基本的に法人業績というものについてはマイナス0.1というのを取るべきであって、これは私の意見です、取るのが当然ではないか。その上で個人の方を、深く関わっておられた場合には更にマイナス0.1という、あるいは0.2と、あるいは深く関わってないから0.0というのは構わないと思いますが、そこまでやらないと、これだけ多くの方が注目し、機構がこれから、これだけ大きな組織をどのようにして運営していくか、皆さん心配されておるとともに、応援のエールも送りたいと思っておられる中で、このような、組織については問題ありませんという姿勢では、私はちょっと将来危ぶまれるというふうに思います。

これはあくまでも私の意見ですけれども、法人業績の方にやはりその結果を反映すべきであるというように考えますので、意見を申し上げました。以上です。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) まず、機構においては、今回の事案を大変重く受け止めております。法人としての責任も十分あると思います。そういう意味で再発防止にしっかり取り組むとともに、関係者の厳しい処分を行いました。

他方で法人業績を勘案するに当たりましては、平成24年度に情報がなかったので評価できなかったのではないかということについては、公正取引委員会の調査が始まったのが昨年でございましたので、平成24年度は分かりませんでした。こういう不祥事案については、どうしても把握のタイムラグがあることは仕方がないと考えております。

さらに、これまで先生方にお忙しい中、毎年度の業績評価をしていただいております、これはこれで我々もしっかり受け止めなければいけないと考えており、これまでの平成23年度、平成24年度の業績評価は、きちんと法人の業績勘案率に反映したいと考えております。この毎年度の業績評価をきちんと係数化することによって、法人の業績勘案率に反映することが、客観性がある評価ではないかと認識しております。

他方で先生ご指摘のとおり、このような大きい事案を起こして、関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配を与えたということは重く受けております。それについては、個人の業績

勘案率の方でしっかり対応していきたいと考えております。

ただ、繰り返しになりますが、法人の責任がないと申し上げるつもりはなく、これまでの先生方の業績評価をきちんと客観的に法人の業績勘案率に反映させるとともに、問題がある点についてはBという評価をきちんと反映させて、加重平均をしてこの法人の業績勘案率としたいと考え、個人の業績勘案率については、然るべき減算をして、それぞれの退職手当に反映していきたいと考えております。

(宮下委員) おっしゃることは分かります。それ自体は別に平行線であっても、おっしゃるご意見はそれで良いと思うんですけども、ただ、24年度に先ほど問題が既に出ている。しかも、それより、それはこの全体の件案のちょうど半分ぐらいのところである。ということは、それより以前に出ているわけです。

ですから、今のお話の中で、分からなかったのもそれは仕方がないんだと、これは多少の遅れが出る、ラグが出るのは仕方がないという、そのところは、やはりそれは、やはり内部に対する甘い評価があるのではないかなと、こういうふうに思います。

見なしというところで、26年度について、この副理事長について評価出していないけどもBと見なすとおっしゃったのは、これ評価はAであったけれどもBと見なすというのと、見なすというやり方を採られるのであれば、これは24年度については、それは情報がオープンになってなかったらこうであったのであって、これはBと見なさざるを得ないんだというように、私としてはおっしゃっていただき良かったと。ただ、おっしゃる、組織としての立場は分かりますけど。

(前川分科会長) ぱっとこの表を見たときに、やはり先生が言われたように、これ全部が1.0と理解されます。少なくとも、ここで四捨五入しなくてもいいわけですよ。書類上においては。いま説明された数値をそのまま記載して、集計の段階で足して。その数字を最終的にどう用いるかは別の問題ですよ。ここの欄は法人の評価であって、先生の言われた24年度ですか、少なくともこれ全部1.0とするよりは、ちゃんと評価に対応した1.0よりも低い数字であったとのことです。これを記載する。

それをこの段階で四捨五入することによって、数字が全部1.0に揃ってしまうのは、非常に誤解を少なくとも受けます。少なくともオフィシャルに1.0ではなく、ご説明のとおり、0.9なり、0.98なり、1.0よりも低いことを明記して書かれた方が、書かれるべきではないかと、私も思いました。

数字の大小に関しては、その他の法人とかで、今までマイナス0.3という事例はないのです。でも、その2つを両方勘案して、結局、個人評価の方にマイナス分を多く付けられたと思います。いずれにしろ先生が言われたとおり、これが全部1.0だというふうに見られるのは、よろしくないのかなと。それは今ご説明あったとおりの数字を記載して、それで足して、最終的に総合点を使うときに小数点を処理するのでいいのかなと。いかがでしょうか。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) 先生から、ただ今0.9幾つというご指摘もありま

したが、我々も小数点第何位までとするか悩んでたところでございます。実は他の法人を全て調べてみたのですが、小数点の第2位を記している法人はなく、0.1刻みとなっております。ここで小数第2位を設けることは、独法評価制度として、ちょっと難しいと思っております。

他方で大変厳しいご指摘もありますので、この不祥事案に対する責任としては、個人の業績を中心に反映させていきたいと思っております。それをもって今回の不祥事案に対する対応ということで考えていただきたいと思っております。

(前川分科会長) 皆様のご意見もお願いします。

(笠委員) 私も全部1.0と入れてるのはちょっと違和感があるというふうに思う方で、個人業績もご説明、以前にいただいたときに、例えば0.15とかできないのかとかっていうふうにお聞きしたりしてたんですけども、今のお話を伺うと、ルールがあるというわけではなさそうなので、要するに慣例として皆さんそういうふうにしておられるということなのだと思いますし、今回の事例は特に、個人的な理由というよりはやっぱり法人としての業績を維持するためにされたということだろうと思うので、やっぱり法人の責任というものはあるだろうと思いますし、これがちょっと、ぱっと見、納得いきにくい、全部1.0とやってるのは、どういう評価してるんだっていうふうに直感的には感じられるものなんではないかなと思ひまして、そういう堅いルールがあるっていうことでないのであれば、小数点第2位まで取ってはいけないとか、1位にしろとかいうルールがあるのでないんだったら、そういうふうにはできないのかなというふうに私も思うところです。

(前川分科会長) 少なくとも、ここに説明する欄のところに、今、それまさに、それぞれの数字を書いてもいいわけですね。それを退職金の算定に用いるときに、そのとき小数点の処理をテクニカルなものとしてどうするかを判断する。いわゆる業績の評価ですので、もし他の法人等々との絡みで特に問題が、つまりここだけの話で済むのであれば、お考えいただくのが良さそうかなと。先生が納得できないなという気持ちあります。表をぱっと見たときに。

(宮下委員) いや、こういう意見を言う人がいないと、やはり今回の委員会は何をやったのかなと言われるだろうと思ひますから、やはり、どう思われても私はこれを言っかないといけません。それ、その上で、その何らかの結論を出していただいたんであれば、私はどんな結論が出て構わないです。こういう意見が出て、それを検討した上で、こういう結論になったというんであれば、世の中の方もその合理的な推論を、途中の意見もご覧になって、なるほどなと思ひれると思うんです。

(前川分科会長) 議事録にもちゃんと記録されます。

(宮下委員) うん、そうそう、そうそう。ですから、そのところをクリアしないと、非常に難しい問題が残ると思うんです。非常に風当たりがきつくなりますよ。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) 先生方からご指摘いただいております小数点第2位ができるかということについては、直ちに判断できませんが、少なくともこの申請書の申

で、今回法人としての責任があったことを明記したいと思います。それについては、機構も責任を持って再発防止策をやらなければいけないこと、重く受け止めなければいけないことを記述し、加重平均の0.98なども説明文に記述するような形で記述できないかということ、関係部署ともよく相談をしていきたいと考えております。

(前川分科会長) 今まで余り例がなかったですけども、Bを付けました。これは来年退職される方にも当然適用されます。これで終わりじゃなくて、このB評価がまた来年、再来年にわたって来ます。差が出るとすれば小数点に入ってしまうのはやっぱりどうしても仕方がないです。

ですので、記録性という意味では必要があると思います。それからもう1つは、久保田理事も実は一緒に、要するにマイナスの評価をお受けになっているわけです。船舶の関係ではあるけれども、1.0となるとすれば、ご本人だけ免れたというわけではない、逆の意味での誤解もある。組織の全体評価のとき、船舶関係は非常に良い評価を得たのです。

でも、総合評価でB評価にしたのですから、その影響でまたその数字ということでもありますから。そうしないと、割を食ったという言い方をすると非常に失礼かもしれませんけれども、せっかくいい仕事をしたのに、それでも組織として連帯で責任を負ったという事実もかえって消えてしまう。そこは検討をぜひいただきたいと思います。、このところは、議事録でしっかりと残しておいていただきたい。

(宮下委員) 組織の責任ですので、それやむを得ない面があると思うんです。個人的には何もないんだろうけど。そういう意図です。

(前川分科会長) なので、個人としてのご担当の領域のところはしっかりやられたので1.0だけど、組織としても。その辺のところも分かんなくなっちゃいますよね。全部、手前で小数点をはねちゃうと。最後全部足した後でうーんという判断は、使い方としていろいろあるかなと思ったんですけど。

(岡田委員) 小数点1位、2位の話が出てましたけども、小数点1位にもしこだわられるんならば、私は宮下先生がおっしゃったような関係で、昔のやつはAであったんだけど、Bにして計算し直して小数点1位にすべきじゃないかというように、一般的には私は理解いたします。

それから、もう1つお聞きしたいんですけども、個人業績による勘案率、例えば組織の業務を執行を監査する立場としての責任を考慮した、それが0.1だということなんですけど、この0.1の重さというのがよく分からなくて、これは別に0.05でもいいし、0.01でもいいし、あるいはもっと厳しく0.2でもいいというように思うんですが、これが0.1であるという、私どもが評価する基準がよく分からないので、その辺をご説明いただきたいんですけど。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) これまで減算の考え方は、不祥事を行った場合とか、業績が十分目的に達成できなかった場合とか、いろいろな理由はございますが、他の法人では、このように0.1を減算とすることが多く、0.1以外の減算をしている法人は、



宮下先生が分科会長でいらっしゃる航空大学で0.2を減算しております。それから原子力安全基盤機構でも同じくマイナス0.2を減算しております。

減算の理由は様々ですが、どの程度で0.1で、どの程度で0.2という基準はないのですが、業績不振、不祥事では0.1の減算措置が採られているところが多く、他の法人を参考にしながら決定したところでございます。

(岡田委員) 一般的には、ここにあるような業務執行上の不祥事が生じたときには大体0.1であると。1割しか減算されないと、そういうふうに理解してよろしいですか。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) そうですね。

(岡田委員) それに従ってると。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) はい。

(岡田委員) はい、分かりました。

(前川分科会長) 関先生、もしございましたら。

(関委員) やはり、全部1.0、ほかの方からも意見がありましたように、1.0というのはあたかも何事もなかったように見受けられることにもなりますので、ほかの機構が、ほかの委員会がやっていないということではなくて、横並びではなく、厳しくその状況を受け止めたということで、新しく小数点1だけではなく2を表示するというやり方に、これを機に改めることも考えていくことが必要なのではないかなというふうに思いました。

(前川分科会長) ありがとうございます。

(角委員) 私も基本的には宮下委員のご意見に賛成です。平成24年にA判定されてるということは、基本的に自己評価で談合を見いだせなかったという状況に対する情報を基にして我々は判定してるという、先ほども宮下委員のお話ですけど、そういうことだと思うんです。もし、それが逆に見いだせれば、ガバナンスはそれなりにしっかりしてたということだと思うんです。

だから、そういう見いだせない状態が24、25と続いていったという事実が、これは一方で、あるのも現実ですから、そういうことも踏まえた、表現的に23A、24A、25Bという、そういうくくりで議論をまとめるのはちょっと手前勝手な論理ではないかという気がします。基本的にこれ、組織にコンプライアンスの精神があるかどうかという、要するに組織のガバナンスの問題だと思うんです。

そうだとすると、やっぱり法人の業績に対する勘案率というところにその数値というのは反映されてくるものだというのがこの表の性質だと思うんです。そうでないと、今のこのままだと、法人については組織として全く問題がありません、そういう状態のところ個人に問題があったという、そういう、逆に言うと、先ほども個人のところで仕切らせてほしいとおっしゃってるのをそのまま外部の人が見たら、じゃあこれはそこにいた、たまたまこの個人の理事の人がまずかったんじゃないかという理解、それはちょっと違うと思うんです。それが私の意見です。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) まず関先生から、小数第2位による表示のご提案が

ありましたが、これは関係部署と相談したいと思います。少なくともこの説明文の記述の中で、小数第2位を含めた記述にしたいと考えております。それから、法人の業績勘案率を1.0とすると機構として責任なしと捉えられるという先生方のご心配は理解しております。

我々、これの評価に当たっては、これまでの先生方の業績評価をきちんと客観的に反映させるというのも1つの仕事だと思っておりますので、今回Bの評価をいただきましたので、それもきちんと法人の業績勘案率に反映したいと思います。ただ、これまでのAが意味のないものになってしまうとは考えておりませんので、それも踏まえた上で加重平均をし、それをきちんと小数点以下2桁の値としてこの中に記述し、今回不祥事があったことについては重く受け止め、法人としての業績勘案率に位置付けていきたいと考えております。

(前川分科会長) ほかにございますか。ご指摘いただいた前の前の年ですが、その段階では確かに談合の情報はありませんでした。その段階で、皆さん全部調査されて、公表され、そのときには問題無しとされました。その段階で、より深く調査できたかどうかは、今となって評価することは難しい面もあります。この点に関して、個人にその部分を勘案されたという説明にもなってます。ですので、公的にAとBと付けておりますので、それについてはそれをベースにして組織評価するのが妥当と。そのときの評価案には十二分に反映しきれなかった。でも、今になってようやく分かったというところについては、それぞれ等しく、それに関わる方々の個人業績の方に含めたと。それで足したらこうだということなのか。どうでしょうか。総合的な判断の結果をすべて個人の項目に反映させるとなると、またややこしくはなるんですけども、個人のところについての勘案は、総合判断を反映している。0.3というのは、ある意味ではそういうことですね。というところを、この数字は言ってるのかなと思った次第です。ちょっと玉虫色に感じます。いずれにしても一律1.0というのは、大きな誤解を生むことですので、それについては23年のところについては、やっぱりそのときの組織評価を用い、どうしても見抜けなかった面もあるから、そのところはまだ十分、直接、もちろんその段階での調査もできませんから、現段階で分かっている状況で個人のところにもある程度反映させるという説明と思いました。

(宮下委員) 24年、調査されても分からなかったというのは、個人的にその事実を隠蔽されたわけですね、やっておられた方が。ということですね。分からなかったというのは、調査したんだけど、申出がなかったんでしょ。内部の組織から。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) 先ほどご説明申し上げたとおり、今回、談合情報があり、事業者の方には、こういう談合してませんかというヒアリングをしています。事業者の方からは、ありませんとの回答でした。我々の認識としては、よもや職員がそういう情報漏えいをしてるとは考えておりませんので、そういう調査までは行っていなかったというところでは。

(宮下委員) 私はそこで個人的に何らかの、情報を囲い込んでオープンにしなかったと

いうんであれば個人の責任になるんですけども、そうじゃなかったというのはまさに見抜けなかったということですね。そういうことあり得ないと思っておられた、非常に微妙なところですね。でも、今、分科会長の方が折衷案で、小数点2桁以降も書くという折衷案出されたので、私はそれでも、それで構わない。

できれば、2桁以降を切り捨ててもらいたいというような気持ちでありますけれども、これはどういうふうにして処理されるのか、私、分かりませんが、少なくともこの委員会での評価はそういう形で、1.0というのでない評価をするのが正しいのではないかと、そういうふうに思いますから、賛成いたします。

(北條委員) 私も分科会長の提案に賛成します。

(前川分科会長) いいですか。今ここでご説明になったとおりのことが数字として反映されるということですので、それは正しい形での世の中に対する発信だと思います。説明されたとおりの数字をそのまま書いていただく。それを足して、退職金に反映する方法については小数点も計算に入れて、そのまま使えばいいのではないかと単純に思います。

宮下先生からご指摘のあった、前々年ですね、それをどう用いるかはなかなか玉虫色。個人の悪意で行われた談合という話ですと、なかなか組織的に見つけるのは困難なことになります。一方で、組織として隠蔽されたという、また話が異なります。今の話でいきますと、判断しにくい点もあるということです。

あと来年度以降、この数字、組織評価につきましてはまだ続きます。現理事長にも適用されます。これで終わりではない。今年のB評価はその影響が、その在任期間についての評価の中に算入されていく。折衷的な話で恐縮ですけども、今のお話を伺って、過去に遡って組織評価Aとしてるところを今ここでBとするかと言われるとちょっと、苦しいと。過去にどこまで遡り得るかというところにまた議論が及ぶかなと、ひょっとしたらもっと前まで遡ることがあるのかもしれませんがね。そういうことでないことをもちろん願っていますが、各年度で得た組織評価を基にして結論させていただくということで、よろしいでしょうか。四捨五入しない数字そのものを、表に記載していただくことでよろしいですか。0.98とか0.97とか。総合評価点で四捨五入するとしても、少なくとも、根拠となるその数字はここの中に書き込んでいただく。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) 小数点以下2桁の値まで書き込みたいと思います。これは我々では判断できないものであり、政独委の事務局ともよく相談しなければならぬところです。法人の業績勘案率を小数点以下2桁の値とすることは、本邦初公開というか、今までの長年の歴史の中で小数点以下2桁の値はなかったもので、ここでOKですと言えないところです。

(前川分科会長) 分かりました。そうすると、今回この委員会で議事録に残していただくとして、この分科会としては小数点以下、要するに四捨五入しない数字を出していただくことを求むということ。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) 四捨五入しないということですか。

(前川分科会長) しないことを求む。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) 小数点以下2桁の値までを書くということですか。

(前川分科会長) はい。ちゃんと1で。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) あとは独法評価委員会の事務局と相談をするということになります。

(前川分科会長) この委員会の結論として1.0ではないということですか。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) 1.0ではないということですか。

(前川分科会長) さっき言った0.98、0.99、0.96とか。ちょっと下がったら今度は0.9ですから。0.96ですと、少し在任期間変わったら、0.94です。そうしたら今度は0.9ですよ、四捨五入したら。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) そうなります。

(前川分科会長) 一気にそこで出るわけですね。この委員会として、この四捨五入するというのは過去の例としてありますけれども、ここの結論としては小数点以下2桁を調整しない数字として、結論を出したといたしたく。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) その後は独法評価委員会の事務局と相談をするということになります。

(前川分科会長) ええ、この委員会では判断できないこともあるとすれば、そちらに。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) 委ねることになると思います。

(前川分科会長) はい。委ねたいと思います。

(宮下委員) ここの結論としては、委員会の結論としては、今おっしゃったように生の平均的を出す、0.9台のものを出すという、そういうことですので。その相談するというのが、そちらで出したときに、こちらの案がもう全くなって、相談したらこういう結果ですよということが出てきたのであればちょっとまずいと思うんです。こちらは、この委員会としてはその案を出したと、それを決定したということにしないといけません。

(前川分科会長) ただ、この委員会の結論として、今、先生おっしゃった、数字を出していただいて、それを提出する。上部の委員会に。そこで四捨五入するかしないか、それは上の判断。この委員会としての結論としては1ではない。で、よろしいですか。

(国交省政策統括官 山田政策評価官) すいません、政策評価官の山田でございます。今のお話で行きますと、委員会としての結論、この勘案率計のところで2桁までお書きになるということ、法人のところを含めて、かと思われま。

制度的に、先ほど委員からご指摘があったとおり、小数2桁まで決めていけないとまでは書いていないということは事実でございますけれども、全体として確かに2桁までやった例自体はないということもありますし、あとは委員の何人かからご指摘いただいたとおり、法人の方が切り上がってしまう、四捨五入になってるってことも踏まえて個人の業績を0.1で貼り付けたというようなこともおありだと思いますので、そういう意味で、今まで個人の業績、法人の業績でどういうふうに責任をやるかというのが、明確な公式があ

るわけではございませんので、ちょっとその辺り、個人業績の方も含めてちょっとどういう形になるか、よく、最終的には政独委も含めてですけれども、国交省の中でも、機構も含めて十分検討させていただきたいというように思います。

個人的に申し上げますと、法人に責任がある場合でも、個人に皆さん0.1、ちょっと関わりがなさそうな方も含めて0.1貼り付けてるという例も、ほかの法人でございまして、ちょっとその辺りも含めまして、よく相談してまいりたいというように思います。

(前川分科会長) そういう過去の事例もあるわけですね。そうすると、たぶん。

(国交省政策統括官 山田政策評価官) 過去の事例ということで申し上げますと、組織的な問題が認められると言いながらも、ほぼ全ての役員に個人業績で割り付けて、法人を問うてないという例もあります。ただ、こちらの委員会の方針としては、どちらかというとなら法人の方をきちんと問うべきでないかというお話があったこともありますので、ちょっと、今、既にいただいている個人の方の勘案率も含めまして、その辺でどういうふうに責任を考えた方がいいのかというのは、ちょっとよく相談させていただければと思います。

(前川分科会長) 分かりました。足したものを、最終的に総合的に足したものの、個人と組織と、いうふうにはしてきたわけですね。ただ、その内訳、どうですか、皆さん、この足した数字については、全体的な観点としてお認めいただいていると思いますが。組織と、それから個人と。ここで言ってるのはあくまで中の内訳のところでは分からなくするんじゃない。過去の経緯から0.1刻みにしておくということであれば、それは上位の委員会の判断かと思えます。まずいでしょうか。結論として。

(国交省鉄道局 大石鉄道事業課長) よろしいですか。

(前川分科会長) はい。

(国交省鉄道局 大石鉄道事業課長) 鉄道局でございましてけれども、今、先生方からいただいた意見というのは、0.1刻みとしつつも、それしか見えないのでは法人について、いろいろとここで説明をさせていただいたことがしっかりと分かるのかということではございまして。そこは少なくともしっかりとこの説明の中で何も問題がないということではないということ、先ほど0.96といった説明がございましたけれども、そういうことを含めてしっかりとそれを見た人に分かるようにしていきます。その一方で数値の関係についてので、その適用の仕方については相談させていただきながら実施していくというふうに理解いたしました。

(宮下委員) はい。そういうことですね。

(笠委員) 小数点第2位までということですか。

(国交省鉄道局 大石鉄道事業課長) 中に、ちゃんとこの中にはそれが分かるように書くということですか。

(笠委員) 何となく今のお話だと、1.0って書いて、もう少し説明を分かりやすく書くというふうには聞こえたような気もするんですけど。そうではない。

(前川分科会長) 0.96と書いて、四捨五入したら括弧して1.0ですと書くのと、

1. 0 だけど括弧して、中で、これで0.98だと話は違ってきます。今のご説明になったのはそういう話ですね。組織としての評価としてはこうこうこうで、0.98、0.96であって、四捨五入したら1.0です、ということの意味します。

(北條委員) 生データと最終データをちゃんと分かるように書いてほしいと思います。

(前川分科会長) そう。

(国交省鉄道局 大石鉄道事業課長) そのようなことだと思います。

(岡田委員) 今回の問題は、やっぱり法人としてのコンプライアンスとか何とか、全体の問題だというような気がするんです。それで私申し上げたのは、個人業績は別に0.01でもいいんじゃないかと。むしろ法人として問題があって、そこを0.8にするとか0.9にするとかということにすべきじゃないかと、私は思ったんです。そうしないと、今、この資料1-1では、別に個人のことは何も、余り言ってなくて、法人としてこうすべき、するということがかなり重点的に置かれてるような気がするものですから、そういうふうに申し上げただけ。細かい議論は別にしまして、やっぱり0.なんぼとして、法人としての意義をちゃんと書いていただこうというふうを書く。

(前川分科会長) 1つの方法として、宮下先生の言のように、法人の得点と個人の得点の重みですね。船舶担当の久保田理事の場合、逆に言うと、組織評価について0.9として、どちらかという個人の方のマイナス得点、実は組織の得点という形にして、先ほどマイナス0.7と言ったものは0.8という形にしてレポートするということも、技術的にはできますが、そうすると、久保田理事の場合はいずれにしてもマイナスに出してしまうということが起きます。それもありませんかというのは、岡田先生、ありますね。

(岡田委員) この1.0にしる、0.99を四捨五入して1.0にするのは何かちょっと、今回ご説明のあった趣旨とはちょっと違うかなという気がちょっとするんです。

(宮下委員) 0.9台になったというのは、0.9だと思います。1を取れなかったわけですから。1を取ってないのに、それを1と見なすという方がむしろおかしい。0.96でも、それはやはり切り捨てしないといけないと思います。どこまで議論がもう既に終わってるのか、私自身分からないので。

(笠委員) その四捨五入のルールというのがあるのでしょうか。そんなに細かく、0.1までじゃないと、小数点1桁まででないといけないとか、四捨五入でないといけないとかいうところまで決まってるのでしょうか。

(国交省政策統括官 山田政策評価官) 四捨五入か切り捨てかというのは明確なルールはございませんが、ただ、かなりの実例及びかなりの法人により四捨五入が採られております理由といたしましては、1年業績不振なり、例えば不祥事なりで下がりましたというときに、切り捨てルールをやると、それに関わった人はその後に永久に挽回するチャンスがないということもいかなものかということがあって、四捨五入で、要はそのあと頑張れば、なるし、そのあとも頑張らなくてずっと0.9なり8なりという状況が続いていればそれは低いよねというようなところで、四捨五入を採ってるのが多いということはある

ます。

そういう意味で、1.04から0.96まで、同じ1でも当然差があるというのはご指摘のとおりでありますけれども、他方で、切り捨てにしたときに、それはそれで別の要素も考えなきゃいけないなということで、多少なり多くの法人が四捨五入を使ってるというのは、分かれた場合、実際は余り分かれていない例の方が多いので、そんなに例が10、20とあるわけではないんですけれども、そういうときに四捨五入が使われるのはそういった考慮があるからだというようには伺っております。

(笠委員) そうしますと、結局、小数第1位でないから、ちょっと書きにくいというふうにおっしゃる、そのロジックで行くと、じゃあ切り捨てで0.9にされたらどうですかということになるのかなと思うんです。

それは24年度、23年度についても、我々はいろんなデータがなしに評価したということなので、今から遡ってB評価にするというのが困難であるというのは委員長おっしゃったことだと思いますので、もし小数点第2位に付けるというのが非常に大変なことのようにお見受けするので、もしそうなんだったら切り下げという形で、今、宮下委員おっしゃったように、0.9台だったんだから切り下げで0.9というふうにして、組織の問題の方が大きいという理解で、個人の方を少し考えるというふうにされた方が、ここでのずっとの議論は、やっぱり個人の責任より組織の責任だろうというふうに皆さんおっしゃっているので、その方が話としてはきれいに、で、1桁で落ちるし、ということになるのかなと思います。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) 四捨五入するか切り捨てかという議論はあると思いますが、これまで切り捨てでやっていた法人もあります。ただし、先ほどもお話があったように、法人の業績勘案率が一度下がってしまうと、切り捨ての場合、その後ずっと0.9なので他の分科会でもおかしいから早くやめましょうということになりました。

(笠委員) 1度下がると、ずっとというのは。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) 法人の業績勘案率が一度下がるとその年度の評価を含めて加重平均をすると、0.9幾つになります。切り捨ての場合、各理事がいくら努力しても0.9を変えることはできず、モチベーションが上がらなくなるので、やめましょうということになり、そういうことを廃止した歴史があります。ですから、今はどの法人もそういうことはやっていません。

(笠委員) 組織として、掛けると、という意味ですか。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) ある年度の法人の業績勘案率を切り捨てで、0.9にすると、もうその理事がそのあとどれだけ頑張ったとしても、0.8になるかもしれませんけども、0.9以外の業績勘案率となることはなく、1.0になることはありません。

(笠委員) でも、今回のようなケースに関わったんだったら、もうそれは仕方がないということで、切り下げルールは今回きり、みたいな形でやるって。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) 切り捨て方式を採用すれば、今いる役員は、これか

らどんな頑張っても1.0になることはありません。

(笠委員) いや、この勘案率のケースだけですよね。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) 平成25年度に役員としていらっしゃった方は、このあと何年頑張っても0.9以外はありません。

(宮下委員) そうなりますね。

(前川分科会長) そうなりますね。

(宮下委員) だから、それは25年でここに顔が出ていないだけであって。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) そうです。

(宮下委員) それはおられたんですから、それは仕方がない。

(前川分科会長) 現職は。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) 他の分科会では、こういうのはモチベーションも上がらないしやめましょうということでやめました。で、他の法人はすべて四捨五入しています。

(笠委員) その年度のは全部掛け算でするんですか。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) そうです。

(笠委員) 平均ではなくて。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) あともう1つ言えば、他の法人もやはり年度の業績評価をきちんと大切にしている、それを法人の業績勘案率に反映しています。何か不祥事があったときにはきちんと個人の業績勘案率に反映しましょうというのが他の法人のルールであって、ここで新しくルールを作ってしまうのも、OKとも言いにくいということです。

(宮下委員) この委員会自体の評価はこれで終わりじゃないですか。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) そうです。

(宮下委員) この委員会は。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) ええ。

(宮下委員) これでルールを作ったということにはならないんじゃないですか。これが前例になってということは、これで終わりですから。評価は。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) ええ。

(宮下委員) 後で何かそれが前例になるということは、この委員会が存続したらそうですけれども、そうでないわけですから。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) 一番最後に新しいルールを作って、これで最後ということになるかと思います。

(北條委員) このデータの集計の仕方として、小数点以下1位で結局はこの法人の業績と個人の業績、それをまとめて全体のこの勘案率案にされていますが、例えば我々が個々の実験データを加算するときには、1桁詳しくデータを付けます。だから、ここは私の提案、最終的には受け入れられるかどうかは事務的な話もあると思うんですが、法人の業績によ



る勘案率と個人の業績による勘案率、これをそれぞれ小数点以下2桁で付けて、その足した数字、すなわち最終的な勘案率については、過去の慣例に基づいて小数点以下1位でもいいのではないのでしょうか。

少なくとも、個々の生データの扱いのルールをきちっとしてほしいのと、それから、法人の業績に関する責任というのがちゃんと数字として出て行ってほしいと思います。このような形でやるのはいかがでしょうか。

(国交省鉄道局 大石鉄道事業課長) ありがとうございます。今、いろいろお話ございましたけれども、今の北條先生のお話も含めて、それは法人についての考え方の経緯が分からないので、どのように解決していくのかというお話、あるいは、小数点第2位の数字を含めた説明を踏まえて、それが分かるような形でちゃんと出していくということでしたので、表示の仕方や、最終的に計算するときどのように処理するかということについては検討も必要ですが、少なくとも今のそういった小数点第2位まで検討して、法人についても責任があるんだということを検討したんだということが分かるような形で、そのあとどういうふうに進めていくかについては少し委員長とご相談させていただきなから具体的に決めさせていただけたらと思うんですがございますけども。

(前川分科会長) それで、最終的にはこの一覧、左から3つ目の勘案率のこの値ですよね。

(国交省鉄道局 大石鉄道事業課長) はい。

(前川分科会長) 既に個人の方の数字にある程度乗せてるという面もあって、それで恐らくこれを作られてきてるわけです。まず、大まかに言って、全体0.9、0.9、0.9、0.9、0.9、0.7、1.0というところの、全体のスコアについてトータルで適正と皆さんが判断いただけるかどうかをお伺いしておきたい。一方で、足したときに、最終的にこの形にはなるが、今年のプロセスで小数点で出して、それは必ずしもフルの1.0というわけじゃないというようなことが分かるような説明をするということであれば、逆に言うと、最終的なこの数字、0.9、0.9、ほとんどの方が、全員が0.9で、あるいはその中で更に厳しい方が0.7と、実は船舶の関係で、短い方については1.0と。これがおかしくなければ、この委員会としての1つの結論は出せると思います。そこについては、いかがでしょうか。トータルで考えて。

(宮下委員) ですから、非常に厳しい点数を法人の方で付けて、0.9と仮にした場合には、もう個人の方でこれを考えなくていいのかどうかという。

(前川分科会長) この部分はいいですね。

(宮下委員) こういう内容を問うことなく今、聞かれたですけれども、要するにどちらに行ってもトータルでこの数字で、という辺りをまずは目標にしましょうということをおっしゃってるんですね。

(前川分科会長) はい。例えばさっき0.9にすると、例えば個人の方がもしこれ、トータルおかしくなければ1.0になるわけです。そうすると個人の方で1.0かという。

(宮下委員) 0.0ですね。

(前川分科会長) ごめんなさい、0.0。

(宮下委員) 0.0ですね、はい。

(前川分科会長) ええ、そうですね。テクニカルな話になってくる感がありますが、最終的には各理事の、経営全体に責任を持ってる方々の総合的な応分がこれでどうかというところをやはり。

(宮下委員) それと、現理事にも及ぶという、0.9にした場合に、そういう問題はもちろんあるんですけども。ですが、在任中に起こってることでもありますし、これは既に辞められた方で、在任中に既に起こってることでもあるから、その配慮はどうかなと思うんですけど。ですから、その議論まだしてないですね。個人業績の方が、法人業績が1.0であるからマイナス0.1にされたのか、本当に個人においてマイナス0.1の瑕疵があるから0.1にされてるのかという、そのところですね。

要するにトレードオフであって、法人の方が0.9になれば個人の方はマイナス0.1というのはやめてもいいんだと、こういうレベルの話なのか。

(前川分科会長) 話になりますね。

(宮下委員) どうかというのを、お聞きしてないですね。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) 法人の業績勘案率の考え方は業績評価を係数化して淡々と計算したところでして、個人の業績勘案率を反映させます。個人の業績勘案率の刻みも0.1なので、その刻みがどうという議論はしておりません。法人の業績勘案率は業績評価を反映したものをここにに入れて、個人の業績勘案率は不祥事が起こったときの役員、監事はそれぞれマイナス0.1を減算するという極めて明快な考え方でございます。

(宮下委員) ここでトータルでこの数字をとりあえず、いいと思うかどうかというのと、それから、できるだけやはり1.0という表示の辺りを考慮をして、これは1.0ではないと、これは0.98とか何とかいうのでも、余り差は出てこないですよ。こちらが三角形の0.1であっても。足し算しても、多少増えますけれど。

(笠委員) この、それぞれの役職については、職責の範囲とかは名簿を見ないで分かりますか？

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) 職責の範囲で、不祥事事案の担当理事については、それを反映しています。ただ、監事については、組織全体を見ておりますので、今回の入札情報漏えい事案は在職していた全ての監事に関わってくると考えています。

(笠委員) 職位の高さによっても特に重みづけはしていないっていう、副理事長だったら責任は重いか、理事だったら少し軽いか、そういうのは特にはない。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) 副理事長の方が職責は重いと思いますが、それが個人の業績勘案率の中で0.1をさらに細かい刻みとするということは考えてません。

(前川分科会長) 理事は等しく経営責任を負うという意味で、副理事と理事とは余り、そういう例では差がないんですね。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) はい。

(前川分科会長) 議長をすとか、あるいは理事長が会議ができないときに緊急対応すとかという、そういう位置付けでしょう。法人のルールでいえば。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) はい。

(前川分科会長) ということですね。北條先生。

(北條委員) 例えば、先ほど私、小数点以下2位というのを話したのですが、例えば今、久保田理事についても、例えばこれ、やはり組織としての責任という、例えばこれが0.95になって、ただしこの個人の方は例えば0.0で、それで最終的に合計を四捨五入して1.0になっても私はいいかなというふうに思います。ただし、その組織としての0.95という数字は残っていてほしいなというのが、先ほどからちょっとご紹介している意見です。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) ただ今、北條先生の方からお話があったのは、加重平均した数字、例えば今久保田理事のお話が出ましたけど、一番下の欄の左から3番目の欄は1.0でいいけれども、この真ん中の欄を0.97として、個人の業績勘案率の減算を0.0としてはどうかというご提案だったと思います。

(北條委員) はい。

(前川分科会長) そうすると、この数字になります。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) はい。

(前川分科会長) 四捨五入を最後にしたら、従来の法人の評価とその処理方法と、この分科会として組織は1.0ではないということとはともに成立する。併せて、久保田理事の部分を考えてみれば、組織として責任をとったが、四捨五入で最終的に1.0となったということですね。そうしておけば、個人業績を上げることで得点を挽回できます。次の年度、次の年度で頑張れば。バタッと切ってしまったら上がりようがない。そうすると、四捨五入すると、例えば、次、Aくれば、また行きますよね。

(笠委員) もちろん小数点2桁まで使っていいっていうんだったら、それがベストだと思うんですけど、何かそれが駄目だというようなお話だったので、それだとそういうやり方をせざるを得ないし、挽回についても個人という項目があったら、別に挽回しようと思えばできるんじゃないかなと個人的には思いますけど。だから、2桁に非常にこだわられるんだったら、そうせざるを得ないけれども、今、委員長やどなたかおっしゃられたようなのが最も安定的な、飲み込みやすい解決策なのかなと思います。

(前川分科会長) ありがとうございます。いかがでしょうか。数字を個別のところの項目については素点をそのまま付けて、それで最終的な総合点で四捨五入で表記という形にすれば。最終的に出てきた数字でお認めいただければ、我々として、中の割り振りとしてはこう議論したということが、途中のプロセスとしても数字として反映されます。総合点で四捨五入。その方針でさせていただくのはいかがでしょうか。

(角委員) そうすると、この法人業績における勘案率というところは今全部1.0にな

ってるのを一応確認しておいた方がいいんじゃないですか。

(前川分科会長) そうですね。数字を上から順番に。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) 金澤副理事長が1.0、馬庭監事が0.98、木村理事が短期間なので1.0、市橋理事が0.96、山下監事が0.97、宮林副理事長が0.96、久保田理事が0.97になります。

(前川分科会長) 足して四捨五入になる。この議論、全部記録に残させていただいて、先生かた、よろしいですか。

(笠委員) 金澤さんは、どうして1.0なんですか。

(前川分科会長) どこでしたっけ。

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) 金澤副理事長の在任期間中の業績評価は全て順調、Aだったためです。

(笠委員) 25年度はいらっしゃらなかった？

(鉄道・運輸機構 大高総務部長) 平成25年度はもう退任されていました。

(笠委員) ちょっと奇妙な感じ。その個人業績の方でちょっと。

(前川分科会長) ここはちょっとあれですね、でも。

(笠委員) 仕方ない。

(前川分科会長) 過去にどこまで遡るか、あるいは過去に退職された方々もありますね。

(笠委員) そうですね、仕方がないですね。

(前川分科会長) これはどうしても、起り得る部分かと。

(笠委員) 奇妙ですけど、しょうがないですね。はい、分かりました。

(前川分科会長) 時間になりましたけど、この数字はまとめますと、大高総務部長がおっしゃった具体的な小数点の数字があつて、そして個人の評価があつて、足して四捨五入で、ここにある数字となるというのをこの分科会の結論としたいと。そうすると、挽回できる、つまり将来いくらやっても駄目だということにはならない。一方で現職の方は1.0にはなりようがないということですね。最後は過去、平成二十何年をどうするかというのはあれなんですけれども、逆に言うと、もっと遡る、これを言うと切りがなくなってしまう。どこかで線を引かざるを得ないということとでしょう。当然、総合的な組織評価として各年度で委員会をやってるので、その評価を尊重する。総合評価のところは、個人の業績のどこにも少し勘案できるものを勘案したという結果として、こうなるということで結論を得たいと思います。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。良かったですね。重要事項でございましたので時間を使わせていただきました。それでは議題の3、お願いいたします。

(国交省鉄道局 大石鉄道事業課長) 次に、議題の3につきましてご説明をさせていただきたいと思います。「中期目標及び中期計画の変更について」ということでございます。中期目標と中期計画の変更についてでございますけれども、独立行政法人通則法によりまして、主務大臣が、独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標として定め、独法に

指示するのが中期目標でございます。機構の方ではそれを受けまして、中期目標を達成するために中期計画を作成することとなっております。

まず、鉄道局の方から、中期目標につきまして変更の議事等につきましてご説明させていただきます。資料の3-1をご覧ください。まず変更理由でございますけれども、ご審議、また、ご報告させていただきました今回の再発防止対策に今後しっかりと、この実行を確実なものにしていくために、大臣から機構に対する指示である中期目標にその内容を反映させようとするものでございます。

3-1の真ん中ほどにございます「主な変更点」のところにございますが、中期目標としては、今回の再発防止対策を追記すると。併せて、これまで関連の記述があったものを整理するという内容でございます。具体的には資料の3-3というものがございます。ご覧ください。横向きのものでございます。

資料の3-3でございますが、左側が今回の改正案でございます。右側は現在のものがございますけれども、左の上の方にございます「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」というところに、今般の発表いたしております再発防止策につきまして、個別に列挙した上で内部統制の充実・強化を図るという内容となっております。以上が目標についてのご説明でございます。

(鉄道・運輸機構 杉山企画調査部長) 続きまして、機構の企画調査部長の杉山でございます。中期計画の変更についてご説明をさせていただきます。また資料3-1にお戻りください。中期計画の改正点、大きく3つございます。最初の1ページ目の一番下の中期計画のところの○でございますが「再発防止対策の反映」、これは先ほど国交省からご説明がございました中期目標の変更に準じた中期計画の内容の変更をするものでございます。

続きまして、残り2つでございます。いずれも所要の改正的なものでございます。船橋宿舎の売却について、計画の中に追記をする。また、北海道新幹線の駅名の決定、都市鉄道利便増進事業における事業一体化に伴いまして、名称の変更といった所要の改正を行うというものでございます。

この後の予定でございますが、本日、分科会でご審議をいただきまして、ご了解あるいはご意見を反映した形で国交大臣から中期目標の変更の指示が機構に対して行われます。

これを踏まえまして、中期計画の変更の認可申請、事務的にはこの資料3-4の新旧の内容で調整をさせていただいておりますが、この内容でご了解いただければ国交省宛てに変更認可申請をさせていただきます。財務省協議等、所要の経路を踏まして、国交大臣より中期計画の変更認可をいただくという予定で考えております。具体的な書きぶりにつきまして、資料3-2と3-4でご説明をさせていただきます。

まず3-2をご覧ください。1枚めくっていただきますと、再発防止対策の反映ということで、これは先ほど国交省から申し上げましたような内容を記載しております。具体的には中期計画の新旧対照表、資料3-4でございます。1枚目の一番下のマス、1.(6)というマスでございます。中期目標の変更によりまして、冒頭の「情報漏えい事案等の反

省に立ち」というような文言ですとか、具体的な取組策としてのコンプライアンス体制、ガバナンスの強化等々の例示を記載しております。

1点目標と違っておりますのは、元々計画の方ではより細かく、右のところですが、「理事長を委員長とする内部統制委員会を中心に」という文言を記載しております。ただ、一般の再発防止対策、非常に広範な内容を含んでおりまして、必ずしも内部統制委員会で扱う事項だけではないということがございますので、「内部統制委員会」という記述を削除いたしまして、ただ、理事長の強いリーダーシップというのは非常に大事でございますので、「理事長の強いリーダーシップの下」というふうに書き換えさせていただきます。

また資料戻っていただきまして、3-2の2枚目でございます。1枚めくっていただきまして、船橋宿舍の売却ということでございます。重要財産の処分につきましては、中期計画の中で記載をしているところでございます。したがって、こういう宿舍の売却につきましても、従前より記載をしております。一昨年(2019年)の12月に行革の方から独法の宿舍の見直しに関する実施計画というものがまとまりまして、機構の宿舍については6施設の廃止が打ち出されております。

これまでに4施設の売却が終了しまして、1施設についての売却を進めているところで、6引く4引く1の残る1施設、この船橋宿舍のみ未着手で残っております。既にもう、この写真でございますが、中に住んでいた方は全員退去をしております。

退去はしているんですが、隣にJR東日本の宿舍がございまして、こことインフラ設備を共有している関係で、JRと調整をしないとここが売れないという状況でございましたが、JRとの調整が整いまして、JR側の宿舍とこの機構の船橋宿舍、一体での売却を下の売却スケジュールに従って進めていくということにいたしましたので、新たにこの船橋宿舍につきましても中期計画に記載をするというものでございます。

資料3-4の今度は2ページ目でございます。一番最後、5.のところ「船橋宿舍」というものを処分対象の財産に追記をしております。

最後でございます、3-2でございますが、その他所要の改正といたしまして、北海道新幹線の駅の名称、これまで仮称でありましたものにつきまして、本年6月、JR北海道が正式決定をいたしました。資料3-4をご覧くださいますと、1ページ目の1.(1)①のところ、現在の計画には「新函館(仮称)」というのがございますが、駅名が新函館北斗と確定しましたので、「新函館北斗」に改めるものでございます。

また、3-2の右側でございますが、都市鉄道利便増進法に基づきまして、相鉄・JR直通線、相鉄・東急直通線という2つの工事を行っておりますが、これにつきまして本年3月にこの法律に基づく速達性向上計画の変更認定を国交大臣よりいただきまして、この両事業を神奈川東部方面線として一体的に進めるということになっております。

したがって名称を、3-4に戻っていただきまして、2つ目、1.(1)②でございます。「相鉄・JR直通線及び相鉄・東急直通線」と記載しておりますものを「神奈川東部方面線」というふうに書き換えさせていただくものでございます。以上、中期計画の変更

内容でございます。

(前川分科会長) どうもご説明ありがとうございました。この変更の事案につきまして、ご質問、ご意見をいただければと幸いです。この件を反映させるということでございます。なければ、お認めいただいたということにしたいと思っております。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、最後の議事です。4番、ご説明をお願いします。

(鉄道・運輸機構 山口経理資金部長) 経理資金部長の山口でございます。資料の4-1に基づきまして、議題4、不要財産の国庫納付につきましてご説明させていただきます。独立行政法人通則法第8条第3項及び46条の2に基づきまして、独立行政法人は政府からの出資または支出に係る不要財産につきまして、遅滞なく主務大臣の認可を受けて国庫納付することが定められております。その際、独立行政法人評価委員会の意見を聴くこととされております。

今般、この規定に基づきまして、以下の不要財産を国庫納付することとしたいと考えております。「1. 湖西線の譲渡収入の国庫納付」でございます。国からの出資金等を財源として機構が建設し、国土交通大臣の指定する期間、鉄道事業者に対して貸し付ける、いわゆるCD線のうち、湖西線につきまして本年7月20日をもちまして40年間の貸付期間が満了し、JR西日本に対して譲渡したところでございます。その譲渡による収入を国庫納付したいということでございます。

四角の枠内に書かせていただいておりますが、湖西線、山科・近江塩津間74.1キロ、貸付け昭和49年7月20日から貸し付けて、本年7月20日でちょうど40年たっております。これによりまして、JR西日本から、一番右側でございますが、1億7669万円譲渡による収入を得たところでございます。これを国庫納付したいというふうに考えております。

資料を1枚おめくりいただいて、参考の2というところがございます。具体的に湖西線の建設費用等をここで示させていただいております。建設に要した費用としまして、1035億9900万円。40年間の貸付けによりまして回収した額が1034億2200万円。これ差し引きまして約1億7700万円を譲渡による収入ということでJR西日本からいただいております。これを今回、国庫納付したいということでございます。以上でございます。

(前川分科会長) どうもありがとうございました。ご意見がございましたら、よろしくお願いたします。これは国庫納付ということで。では、この点につきましても特に異議がございませんので、お進めください。以上ですね。それでは、マイクを事務局の方にお返ししたいと思います。

(国交省鉄道局 大石鉄道事業課長) どうもありがとうございました。それでは、事務的なご連絡をさせていただきます。今後のスケジュールでございますが、本日ご審議いただいた議題2につきましては、ご審議結果を等分科会の親委員会である国土交通省独立行政法人評価委員会に報告、その後、総務省の政独委に通知する予定となっております。

また、冒頭に申し上げましたとおり、本日の分科会のご議論につきましては、議事録、議事概要等作成の上、公表させていただく予定でございます。議事録につきましては、後日メールで送付させていただきますので、ご多用中恐縮ですが、チェック等お願いいたします。

また、本日の資料、非常に大部になっておりますので、机の上に残していただければ郵送をさせていただきます。以上をもちまして、第37回鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会を終了させていただきます。長時間にわたりご議論いただき、本当にありがとうございました。